



長を山口委員、副会長を橋本委員にお願いいたします。

○山口会長

それではこれより会議を進めていきたいと思えます。その前に前回の会議で確認した本調査会の運営方法について、事務局より説明をお願いいたします。

○寺島課長

それでは、前回の会議におきまして確認した本調査会の運営方法についてご説明いたします。

机上にあります別紙資料「茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会の会議の運営方法について」をご覧ください。

まず、1. 会議の非公開決定については、非公開とする場合の要件に基づき、本調査会で決定いたします。次に2. 会議結果の公表につきましては、会議の概要を会議終了後2日以内、議事録については45日以内に公表いたします。3. 議事録の作成方法について発言者の名前を記載した摘録とします。最後に4. 非公開の会議の公表については、議事録に代えて議題及び議事の概要を公表いたします。

前回の本調査会におきまして、委員の皆様と確認いたしました事項は以上でございます。

○山口会長

運営方法については、ただいま事務局から説明がありましたが、前回の本調査会と同様とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山口会長

ご異議がございませんので、本調査会の運営方法につきまして、前回と同様といたします。今回の調査会につきましては、前回の本調査会において継続審議とした令和5年度諮問第4号に関して再度審議を行います。

この議題1件については、個人情報を取り扱うため、非公開とします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

1 予防接種に関する健康被害について（令和5年度諮問第4号）

当該予防接種と健康被害との因果関係の有無等について委員間で意見交換を行い、本件は国への進達にあたるものであると市長に答申することとした。